平成２３年（フ）第２５５号
宮城県亘理郡亘理町字油田122番地４
債務者　山田　峯子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅沼　貞夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
仙台市青葉区子平町５番１―201号
債務者　鍔本　壮史
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
宮城県黒川郡富谷町日吉台２丁目24番地10　セフィラ大富102
債務者　黒須　志保
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　慎也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
広島県廿日市市地御前北３丁目11番16号
債務者　高橋　修司
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１５号
広島県東広島市三永２丁目20番15号
債務者　川本　真次
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
新潟県十日町市馬場丙834番地１
債務者　津畑　吉春
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
和歌山県海南市幡川27番地
債務者　木下　千里
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　志保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２号
秋田県横手市十文字町梨木字海道下23番地20　梨花荘高六住宅７号
債務者　平良木　彰
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番23―31号
債務者　田上　智絵
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７１号
函館市青柳町21番16―103号
債務者　中澤　逸子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
函館市瀬戸川町38番地38
債務者　三浦　卓子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５４号
函館市山の手１丁目１番12―106号
債務者　菊谷　暁子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
函館市山の手１丁目２番３号
債務者　田島　由紀
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０号
北海道亀田郡七飯町本町６丁目２番３号
債務者　水嶋亜津子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
函館市湯浜町６番12号
債務者　成田　　薫（旧姓安藤・高田）
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
北海道北斗市東浜２丁目31番20号
債務者　前川　　孝
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
岐阜県大垣市昼飯町382番地２　ハイツ緑ケ丘
債務者　山本真佐子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
岐阜県大垣市長井町３番地１　コーポM―302
債務者　太田　　透
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係